

平成 14 年 3 月 8 日

各 位

安 田 信 託 銀 行 株 式 会 社
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
取 締 役 社 長 衛 藤 博 啓
(コード番号 8404)

第二回第三種優先株式の発行について

安田信託銀行株式会社（取締役社長 衛藤博啓）は、平成 14 年 3 月 8 日開催の当社取締役会において、既に公表いたしております総額 1,200 億円の優先株式の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．新株式の種類

（1）優先株式の名称

安田信託銀行株式会社第二回第三種優先株式（以下「優先株式」という。）

（2）優先利益配当金の額

1 株につき 年 1 円 50 銭

なお、配当起算日から平成 14 年 3 月 31 日までの 6 日間に対する優先利益配当金については、1 株につき 2 銭を支払う

（3）優先中間配当金の額

1 株につき 75 銭

2．発行株式数

優先株式 800,000,000 株

3．発行価額の総額

1,200 億円（発行価額は、優先株式 1 株につき 150 円）

4．発行価額中資本金に組み入れない額

優先株式 1 株につき 75 円

5．申込期日

平成 14 年 3 月 25 日（月）

6．払込期日

平成 14 年 3 月 25 日（月）

7．配当起算日

平成 14 年 3 月 26 日（火）

8. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。但し、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

イ. 当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により算出される。

当初転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{当初転換比率} = \frac{150 \text{ 円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

但し、当初転換比率の上限は6.098とする。

上記算式に使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ロ. 転換比率の修正

当初転換比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により算出される転換比率（以下「修正後転換比率」という。）に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{150 \text{ 円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記八. に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は八. に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回ることとなる場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また修正後転換比率が上記計算の時価を当初転換比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額（その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を用いた比率（但し、下記八. に準じて調整される。以下「上限転換比率」という。）を上回ることとなる場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

八. 転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整する。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、算出された比率が、上限転換比率を上回ることとなる場合には、上限転換比率をもって調整後転換比率とする。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(3) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

発行すべき株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

9 . 割当方法

株式会社富士銀行に対し直接全株式を割り当てる方法により発行する。

1 0 . 上記各条項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上